

逗子市宅地内緑化基準充足事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、逗子市まちづくり条例（平成14年逗子市条例第4号）の規定に基づく開発行為を伴う宅地分譲地内の緑化を充足させることを目的として、その宅地内で行う建築行為において逗子市景観条例（平成18年逗子市条例第6号）の規定に基づく手続が必要な者等に対し、補助金を交付することに関し、逗子市の補助金の交付要望及び予算の執行に関する規則（平成3年逗子市規則第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 開発行為 逗子市まちづくり条例第18条第1項第1号に規定する行為で同条例第5章に規定する開発事業の手続を行ったものをいう。
- (2) 宅地分譲 300平方メートル以上の土地を区画整理し、住宅用地として販売する行為をいう。
- (3) 建築行為 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第13号に規定する建築をいう。
- (4) 植栽工事 宅地内で行われる緑化に伴う植樹及び客土をいう。

(補助対象工事)

第3条 補助金の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、開発行為であって、その宅地内で行う建築工事に伴う植栽工事のうち逗子市まちづくり条例施行規則（平成14年逗子市規則第34号）第44条第2項に規定する環境保全協力費が納付されたものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する工事は対象としない。

- (1) 補助金の交付決定前に着手している植栽工事
- (2) 過去にこの要綱に基づき補助金の交付を受けた宅地内で行う植栽工事

2 対象工事は、原則として、市内に住所又は事務所を有する業者に委託し行うものとする。

(補助対象者)

第4条 この要綱において、補助金の交付を受けることができる者は、開発行為を伴う

宅地分譲であって、その宅地内で行う建築行為において逗子市景観条例に規定する手続が必要な者等とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、第3条第1項に規定する対象工事に係る費用とし、1区画につき10万円を限度とする。

2 前項の場合において、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請及び遵守事項)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、宅地内緑化基準充足事業補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる資料を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の本人確認書類
- (2) 緑化計画図(緑化面積が確認できるもの)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(交付決定の通知等)

第7条 市長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、その適否を決定し、その結果を宅地内緑化基準充足事業補助金交付決定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者は、対象工事を行った後の敷地において、緑化の保持に努めなければならない。

(事業計画の変更等の承認)

第8条 前条第1項の規定により交付決定の通知を受けた者は、補助事業の内容を変更し、又は取り下げようとする場合は、宅地内緑化基準充足事業補助金計画変更等申請書(第3号様式)を市長に速やかに提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、その適否を決定し、その結果を宅地内緑化基準充足事業補助金計画変更等承認通知書(第4号様式)により通知するものとする。

(実績報告及び補助金の請求)

第9条 対象工事が完了した者は、宅地内緑化基準充足事業工事完了実績報告書兼補助金交付請求書(第5号様式)に、次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 施工後の写真

- (2) 領収書又は請求書の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類
(補助金の額の確定通知)

第10条 市長は、前条の完了実績報告書兼補助金交付請求書の提出があったときは、その内容を審査し、交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、宅地内緑化基準充足事業補助金交付確定通知書（第6号様式）により通知するものとする。

(決定の取消し)

第11条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部について交付決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により交付決定を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の全部又は一部について交付決定を取り消したときは、宅地内緑化基準充足事業補助金交付決定取消通知書（第7号様式）により通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条第1項の規定により補助金の全部又は一部について交付決定を取り消した場合において当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、宅地内緑化基準充足事業補助金返還命令書（第8号様式）により、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年12月1日から施行する。